

＜60歳以上の方が対象です＞

## 市営住宅シルバーハウジングについて

### 1 「シルバーハウジング」とは

バリアフリー対応住宅に、**60歳以上の方を対象**として生活指導及び相談、安否の確認、緊急時の対応、関係機関との連絡などのサービスを行う生活援助員（ライフサポートアドバイザー（LSA））を配置した住宅をいいます。

生活援助員は土・日・祝祭日及び年末年始を除き、8：45～17：15まで執務室に常駐してありますが、家事援助、身体介護及び市営住宅管理業務などは担当しておりませんのでご注意ください。

### 2 申込みに必要な書類

シルバーハウジングの申込みに必要な手続きとして、市営住宅の申込書などのほか、入居資格の判定を行うため、別紙の「日常生活状況申立書」の提出が必要となります。

※シルバーハウジングに入居することができる方は、「自炊が可能な程度の健康状態であるものの、身体機能の低下が認められるため、自立して生活することに不安がある方」です。

そのため、申込者及び同居者の健康状態、身体機能の低下など生活不安を把握するため、所定の申込書などとは別に、添付の「日常生活状況申立書」の提出が必要です。この申立書は申込者（申込者が夫の場合は、妻が同居者となります）の方だけでなく、同居者（妻）の分も必要となります。

「日常生活状況申立書」の内容により、シルバーハウジングの入居資格の判定を行うことから、できるだけ詳しく回答してください。この判定は、千歳市シルバーハウジング入居資格基準の日常生活自立度判定基準表に基づき健康状態、身体機能の低下など生活不安の状況を考慮して行うこととなっておりますが、必要に応じて千歳市シルバーハウジング運営協議会の意見を聴くこととなっております。

### （ご注意）

別紙の「日常生活状況申立書」は、申込み受付時に提出となります。

### 3 緊急通報装置

シルバーハウジングには、具合が悪くなったり、火災などの緊急事態が起こった場合に消防署につながる「緊急ボタン」と、日常生活上の相談をしたい場合に生活相談員につながる「相談ボタン」とがある「緊急通報装置」を設置しています。緊急通報装置は**固定電話回線**を使用しますので、入居に当たっては固定電話の設置が条件となります。

また、「緊急通報装置」を利用するためには、決められた項目を執務室のパソコンに入力する必要があります。そのため後日、「緊急通報システム確認書」を提出していただきます。

なお、「緊急ボタン」を利用した際に応答がない場合などは、安否を確認するため、消防署員などがドアや窓を破損し、又は汚損することがありますが、これらの回復に要する費用は入居者の負担となります。

### 4 費用負担

シルバーハウジングは、一般世帯向け住宅とは異なり、生活援助員のサービスを受けることができることから、家賃とは別に次表のとおり費用負担が発生します。

この費用負担（毎年度改定されます）を決定するため、入居者（生活中心者）の「年金の源泉徴収票」、「確定申告書の控え」、「所得税の納税証明書」などの「前年の所得税額（今年は、平成29年1月1日～12月31日の収入に係る平成29年分の税額）の分かる書類（コピー可）」の提出が必要となります。提出がない場合は、最高額の4,900円の負担となりますのでご注意ください。

利用者世帯の階層区分	入居者負担額 (1月当たり)
生活保護法による被保護世帯	無料
生計中心者の前年の所得税が非課税の世帯	無料
生計中心者の前年の所得税が9,600円以下の世帯	1,500円
生計中心者の前年の所得税が9,601円以上32,400円以下の世帯	2,600円
生計中心者の前年の所得税が32,401円以上42,000円以下の世帯	3,800円
生計中心者の前年の所得税が42,001円以上の世帯	4,900円

【入居に関する問い合わせ】

千歳市営住宅窓口センター

電話 0800-800-1945(フリーダイヤル)

【生活援助員に関する問い合わせ】

保健福祉部高齢者支援課高齢福祉係

電話 24-0295